

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

1 (3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

府政運営を福祉の視点から点検した総合評価入札制度を早期に拡充すること。特に賃金を含めた労働法順守だけでなく、環境活動の評価導入や清掃業以外の業種へも拡大をはかり、公正な入札制度を確立すること。また、総合評価入札制度は、府の強い指導性をもとに府域の市町村へ展開を図るとともに、次のステップとして公契約条例の制定に向けた取り組みを行うこと。

（回答）

府内市町村に対しては、総合評価入札をはじめとする「行政の福祉化」の取り組みを啓発・周知するため、大阪府市長会・町村長会福祉合同会議などの場を活用するとともに、平成 17 年度より福祉部、契約局、商工労働部、人権室が連携し、各市町村の関係部局を一同に集め、説明会を毎年開催しているところです。

その結果、平成 22 年度に新たに 3 市が総合評価一般競争入札制度を導入し、平成 23 年 1 月現在までに 12 市において、総合評価一般競争入札が実施されております。

今後も引き続き、庁内関係部局と連携し、機会あるごとに市町村の関係部局へ周知・説明に努めてまいります。

本府が実施している清掃業務に係る総合評価一般競争入札では、環境 I S O の取得状況など環境問題への取り組みに関する評価項目を設定するほか、最低賃金法等の労働関係法令遵守について確認し、契約書には関係法令の遵守という条項を設け、企業側の責務として位置づけております。

また、低入札価格調査制度を実施し、最低賃金を下回る金額で入札があった場合は失格とするなど、これら関係法令の遵守が適正に行われるよう努めているところです。

今後とも、関係法令の遵守はもちろんのこと、清掃関連業務以外の業種への拡大、府域の基礎自治体への展開を図るなど、総合評価一般競争入札制度の一層の充実と法改正や社会環境の変化に対応した公正な入札制度の確立に努めてまいります。

工事や業務委託の発注に当たって、受注者に一定水準以上の賃金支払いを義務付ける、いわゆる「公契約条例」については、本来、賃金その他の労働条件は法律により制定すべきものであり、国の法制化の動向を注視してまいります。

（回答部局課名）

総務部 契約局 契約総務課、委託物品契約課

福祉部 福祉総務課

商工労働部 雇用推進室 労政課